

## 2021年度認可外保育施設の保育料助成制度のご案内

品川区では、2017年4月より、認可保育所等に入園できなかった0歳～2歳児の児童が認可外保育施設（東京都認証保育所を除く）を利用する場合に、保護者の経済的な負担を軽減するため、保育料の一部を助成しています。

### 1 助成制度の適用条件

#### (1) 対象施設

- ①認可外保育施設のうち、**施設区別が【ベビーホテル】【その他施設】**であること（これらに準ずる施設として、区が特に認める施設を含みます）。
- ②東京都から認可外保育施設の指導監督基準を満たす旨の証明書（以下、証明書という。）の交付を受けている施設であること。  
※指導監督基準を満たさなくなり、東京都が証明書の返還を求めた場合は、返還を求めた日の属する月の翌月から対象外となります。  
（求めた日が月の初日の場合は当月から対象外となります。）  
※東京都の立入調査の結果により、証明書が新たに交付された場合は、交付された月から対象とします。

#### ご注意

施設が上記の条件を満たしていても、**企業主導型保育事業として国から運営費の助成を受けている場合、あらかじめ保育料等の負担軽減が図られているため、助成の対象外となります。**

なお、区内対象施設については、別紙「品川区認可外保育施設保育料助成金の対象施設」をご参照ください。

区外施設については、東京都のホームページでご確認ください。

#### 【都ホームページURL】

[https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/babyichiran\\_koukai.html](https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/babyichiran_koukai.html)

#### (2) 利用要件

- ①児童および保護者が当該月の初日に、品川区内に住民票上の住所を有し、実際に居住していること。
- ②認可外保育施設に**当該月の初日より在籍し、基本保育時間で月160時間以上の月極め契約**で利用していること。
- ③認可外保育施設の基本保育料を施設に直接支払っており、滞納していないこと。
- ④保育の必要性の認定を受け、**認可保育所等の入園申込みを行った結果、毎月不承諾**となっていること。  
※定期利用保育事業申込み、育児休業明け入園による不承諾は、本制度の対象となりません。
- ⑤次ページに示す認可外保育施設保育料助成要件チェックシートにチェックがつくこと。

## 2 助成要件チェックシート

※このチェックシートは、申請にあたり、提出する必要はありません。

チェック項目 (助成申請しようとする各月についてご確認ください。)	チェック欄
<p>ア. 就労要件で保育の必要性の認定を受けている場合、「<u>1か月の実際の勤務時間と保育施設から勤務先までの往復通勤時間</u>」の合計が<u>160時間以上</u>であること。また、<u>育児休業中や産休中ではないこと。(復職していること。)</u></p> <p>※就労の状況については、保育課に提出された書類で確認します。 勤務状況に変更がありましたら、その都度保育課入園相談担当に書類の提出をお願いします(特に復職の際には忘れずをお願いします)。</p>	
<p>イ. 求職活動要件で保育の必要性の認定を受けている場合、<u>認定開始から2か月以内</u>であること。 (例) 2021年5月認定開始の場合、6月までが助成対象となります。</p>	
<p>ウ. 認可保育所等の入園申込みをし、<u>入園内定が出ておらず、不承諾となっていること。</u></p> <p>※内定辞退した場合も内定は出ていることとなります。 ※4月入園申込については、1次、2次の申込みの<u>いずれかで不承諾</u>となり、入園内定が出ていないことが助成要件となります。</p>	
<p>エ. 兄弟姉妹との同時入園等の希望を理由とし、<u>入園内定を辞退していないこと。</u></p>	
<p>オ. 認可保育所等の<u>入園申込みが出来ていて、不承諾が出ていること。</u></p> <p>※助成を受け続けるには、<u>毎月の入園申込みの結果、不承諾となることが必要</u>です。初月申込以降の入園申込みが継続されているか、必ずご確認ください。 ※2021年4月入園申込みの結果、不承諾となっても、<u>5月以降の月については、改めての入園申込みが必要</u>です。</p>	
<p>カ. 2021年5月以降の認可保育所等の入園申込みで内定が出ていないこと。 ※内定を辞退した場合、辞退した月以降、助成対象となりません。</p>	
<p>キ. 2021年5月以降に認可保育所等を退所していないこと。 ※退所した場合、助成対象となりません。</p>	
<p>ク. 同じ月にベビーシッター利用支援事業を利用していない。 ※同一月にベビーシッター利用支援事業を利用した場合、当助成制度の対象とはなりません。</p>	
<p>ケ. 幼稚園、認定こども園、認証保育所等に在園していない。 ※これらの施設に在籍している場合、認可外保育施設保育料助成の対象外となります。</p>	

- ※1. ア、イはどちらかにチェックがつき、ウ以降のチェック項目に、全部チェックがつけば、助成の対象となります。
- ※2. 実際に助成金が交付されるかについては、区での審査の結果、別途通知いたします。
- ※3. 認可保育所等の入園申込みに係るお問い合わせ、保育の必要性の認定や入園不承諾の詳細については、保育課入園相談担当(Tel03-5742-6725)までお問い合わせください。

### 3 助成金額（月額）

助成対象となるお子様の2021年4月1日時点での満年齢により、助成金額が以下のとおりに決定されます。

**0歳児：50,000円 1歳児：45,000円 2歳児：40,000円**

- ※1. 認可外保育施設の基本保育料が助成金額を下回る場合は、基本保育料と同額が助成上限となります。
- ※2. **住民税が非課税の世帯**は、幼児教育・保育の無償化に伴う子育てのための施設等利用給付の認定申請および利用料の支給に係る請求を行うことで**合計67,000円**（当助成金25,000円＋無償化に伴う利用料の支給42,000円）の助成を受けられます。

#### 幼児教育・保育の無償化について【3歳児～5歳児向け】

3歳児～5歳児のお子様については、幼児教育・保育の無償化に伴う子育てのための施設等利用費（37,000円を上限とする）の支給の請求をしていただくようお願いいたします。  
詳しくは、以下のホームページをご参照ください。

区ホームページ：<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kodomo/kodomo-hoyou/20190731185436.html>

### 4 助成金についての取り扱い

#### (1) 助成金の返還について

助成金の申請にあたり、次に該当する場合は助成金の交付決定の全部または一部を取り消し、助成金を返還していただく場合があります。

- ①偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた事実が判明したとき。
- ②助成対象の要件を欠いていたと認めるとき。
- ③その他、交付決定の内容またはこれに付した条件やその他法令もしくは交付決定に基づく命令に違反したとき。

#### (2) 助成金の所得税法上の取り扱い

認可外保育施設の保育料助成金は、2021年より所得税法における非課税所得となりました。



## 5 助成金の申請方法・提出書類・提出スケジュール

助成金の交付を受けるためには、助成対象月に応じた締め切りまでに必要書類をその都度、提出する必要があります。【郵送または持参で提出】

(申請書類提出期限は四半期ごとに設定しています。以下の提出スケジュールを参照)

### (1) 申請時に用意する提出書類 (初回申請時)

#### ①品川区認可外保育施設保育料助成申請書 (区の所定様式)

こちらの申請書は、保育支援課窓口や区内の対象となる各認可外保育施設で配布しています。また、区ホームページ「2021年度認可外保育施設保育料助成」のページからもダウンロードが可能です。

#### ②施設との保育契約書面の写し (契約書の写し等)

認可外保育施設を基本保育時間で160時間以上の月極め契約で利用していることが確認できる記載がある箇所の写しをご提出ください。

#### ③各月の基本保育料について、認可外保育施設から発行された領収書の写し

領収書が施設から発行されない場合、施設から請求された保育料が引き落とされたことがわかる通帳の写し等でも構いません。

※ ②・③の書類について、施設から発行されない等、提出が難しい場合は、保育支援課開設・計画担当までご相談ください。

#### 2回目以降の申請時にご用意いただく提出書類

##### ①品川区認可外保育施設保育料助成状況確認依頼書 (区の所定様式)

初回申請についての交付決定通知に同封していますので、内容ご記入のうえ、ご提出ください。

##### ②各月の基本保育料について、認可外保育施設から発行された領収書の写し

提出書類に不備がある場合は、修正や追加での書類の提出をお願いすることがあります。

### (2) 提出スケジュール

四半期ごとに提出期限がありますので、それぞれ期限に遅れないようにご提出ください。

申請時期	対象月	支払予定時期	申請〆切日
第1期	2021年4～6月分	8月下旬頃	6月18日 (金)
第2期	2021年7～9月分	11月下旬頃	9月17日 (金)
第3期	2021年10～12月分	2022年2月下旬頃	12月17日 (金)
第4期	2022年1～3月分	2022年5月下旬頃	2022年3月22日 (火)

※1. 対象月以前の申請についても、提出することが出来ます。

※2. 第4期の申請締め切りを過ぎた場合、いかなる理由でも助成金の申請をお受けすることは出来ません。申請忘れにご注意ください。

(申請書類提出先・問い合わせ先)

〒140-8715 品川区広町2-1-36 品川区役所 子ども未来部保育支援課  
開設・計画担当 認可外保育施設保育料助成担当  
電話：03-5742-6039